

山陽小野田市暴力団排除条例（素案）

逐 条 解 説

山陽小野田市市民生活部
生 活 安 全 課
平成 2 3 年 6 月 1 5 日

(目的)

第1条 この条例は、暴力団がその威力を利用して資金を得るために市民生活及び社会経済活動に介入することが市民等に対する脅威となっていることに鑑み、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項、暴力団に対する利益の供与の禁止に関する事項及び青少年に対する暴力団の影響を排除するための措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穩の確保に寄与することを目的とする。

1 趣 旨

この条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的について定めたものです。

2 解 説

(1) 暴力団は、市民生活の場に深く介入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。

この条は、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を持って一体となって、暴力団の動向を監視し、暴力団を排除し、安全で平穩な市民生活の確保に寄与することなどをこの条例の目的とすることを明確に示しています。

(2) 「市」とは、市長（市役所及び出先機関）、教育委員会など市の執行機関すべてをいいます。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。

1 趣 旨

この条は、本条例における用語の定義について定めたものです。

2 解 説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定されている「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体」をいいます。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいいます。
- (3) 第4号の「事業者」とは、個人の事業者を含め、市内で事業を行う者をいいます。
- (4) 第5号の「市民等」とは、住民登録の有無に関わらず、市内に居住する者、暴力追放を趣旨とする民間団体、市内で事業を行う者等をいいます。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団員による不当な行為が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与えるものであるという認識の下に、市及び市民等が相互に連携して推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、推進されなければならない。

1 趣 旨

この条は、山陽小野田市から暴力団を排除する上での根本となる考えについて定めたものです。

2 解 説

- (1) 市及び市民等が暴力団の非社会性をきちんと認識した上で、一体となって暴力団排除活動を推進していくという暴力団排除の基本理念を定めています。
- (2) 「暴力団員による不当な行為が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える」とは、暴力・脅迫行為、対立抗争、示威活動のほか暴力団の威力を利用しての資金獲得活動などの社会常識から外れた不当な行為により、市民の安全で平穏な生活を脅かされ、社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼしていることをいいます。
- (3) 「暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと」とは、暴力団排除・暴力追放におけるいわゆる「三ない運動」としての概念であり、山陽小野田市からの暴力団の排除を推進する上での基本的な姿勢を示しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除の推進についての基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

1 趣 旨

この条は、暴力団の排除に関する対策の実施について、市に責任と義務があることを定めたものです。

2 解 説

- (1) 市は、暴力団排除を推進するため、市民及び事業者との連携を図りながら、対策を総合的に計画し、実施する責務があることを定めています。
- (2) 「暴力団の排除に関する施策」とは、市の事務、事業からの暴力団の排除、青少年に対する教育等の推進、暴力団排除のための活動に関する知識の普及を図る等の施策を行うことをいいます。

(市民等の責務)

- 第5条 市民は、相互に連携して、暴力団の排除に関する活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その事業活動に関し、暴力団を利することとならないよう、及び市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市及び警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

1 趣 旨

この条は、暴力団の排除を推進していく上で、市民等の役割が重要であることから、市民等の責任と義務について定めたものです。

2 解 説

【第1項関連】

- (1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りや行政機関の努力のみでは不十分であるため、市民等は、市から情報提供を受けながら、自主的に暴力団の排除活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めることについて定めています。
- (2) 「協力する」とは、市が実施する暴力団排除を目的とした事業や暴力団排除運動に参加することをいいます。

【第2項関連】

- (1) 事業者が事業を営むに当たって、暴力団の排除のための取組を推進していくことは、業務の健全性を確保し、社会的責任を果たすためには不可欠です。しかしながら、暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を背景に、潜在化した暴力団によって、銀行融資取引、証券取引又は不動産の賃貸契約・売買取引が行われるなど、事業者が暴力団を利するとの認識がないまま取引が行われており、これが暴力団排除を阻害する要因にもなっています。

このような状況を踏まえ、事業者が事業活動を行う上で、暴力団を利することにならないよう、事業者の責任と義務について定めています。

- (2) 「暴力団に利すること」とは、事業者が行う事業が、その目的が何であるにかかわらず結果として、暴力団にとって有益となり、暴力団の勢力拡大につながることをいい、暴力団にとって有益になるという認識がないまま行う行為も含みます。

具体的な例としては、暴力団員の雇用・使用、暴力団員との下請契約、資材等の購入契約等の直接的な行為のほか、暴力団員が経営に参画している会社等を取引相手に紹介するなどの間接的な行為も含みます。

【第3項関連】

(1) 暴力団排除を推進していくためには情報を共有することが重要であり、市民等は、日常生活において暴力団に関する情報を知った時は、ささいな事と思われる情報であっても、市及び警察に対し、電話などの方法で提供するよう努めることについて定めています。

(2) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団による犯罪、不当な金銭の要求に関する情報のほか、活動実態、組織実態、事務所の所在地等に関する情報をいいます。

(情報の例)

- 暴力団が、某飲食店から、みかじめ料を徴収している。
- 某企業が、謝礼と称して暴力団に金銭を渡しているとの話を聞いた。
- 某企業は、暴力団と関係のある業者を下請けにしているようだ。
- 某マンションの2階には、暴力団関係者が頻繁に出入りしている。

(市の事務及び事業の実施に関する措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、暴力団員等を市が行う入札に参加させない措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

1 趣 旨

この条は、市が実施する事務又は事業が暴力団を利することにならないように、市が行うべき措置について定めたものです。

2 解 説

- (1) 市が実施する事務又は事業が暴力団を利することにつながることは決して許されず、市の事務・事業全般から暴力団を排除するため、市が必要な措置を講じることについて定めています。
- (2) 「暴力団を利する」とは、市が実施する事務又は事業が、暴力団にとって有益となり、暴力団の勢力拡大などにつながることをいい、そのような認識がないまま行う行為も含みます。
- (3) 「必要な措置」とは、市の事務又は事業の相手方が暴力団(員)でないことの確認、暴力団(員)であった場合の指名停止措置、契約の相手が暴力団(員)であることが判明した場合における解除権を契約書に明記することなど、市の事務又は事業が暴力団を利することにならないようにするために行う措置をいいます。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が行う暴力団の排除に関する活動を支援するため、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

1 趣 旨

この条は、暴力団排除のためには、市民等が自主的に行う活動が重要であることに鑑み、このような活動を支援するため、市が情報提供、助言、指導等の活動を行うことについて定めています。

2 解 説

- (1) 市民等が暴力団排除の活動を実施するに当たり、独自の情報のみでは実効性ある活動に限界があるため、市が保有している暴力団に関する情報の提供のほか、助言、指導などの取組を行うことについて定めています。
- (2) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団による犯罪情勢など、暴力団排除活動に役立つ情報の提供をいいます。
- (3) 「助言、指導その他の必要な支援」とは、暴力団排除活動に役立つ支援全般を指し、暴力団への対処方針に関する相談・指導、暴力団から危害を加えられるおそれがある場合の相談・指導、警察への支援依頼などをいいます。

(暴力団からの離脱等の促進)

第8条 市は、暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するよう努めるものとする。

1 趣 旨

この条は、暴力団員の減少が暴力団の弱体化となることから、市が暴力団員の暴力団からの離脱、さらには社会復帰を促進することを努めることについて定めたものです。

2 解 説

暴力団の排除は、暴力団組織の弱体化につながりますが、一方で、暴力団員が暴力団から離脱しようとしているときに、ただ単に排除してしまえば、弱体化の機会を失うこととなります。そこで、暴力団からの離脱を考えている暴力団員から生活相談等があった場合は、排除することなく、一般市民と同様に現行制度の枠組みの中で、生活が維持できるよう警察等と連携しながら対応することについて定めています。

(暴力団の排除に関する広報啓発)

第9条 市は、暴力団の排除の重要性についての市民等の理解を深め、かつ、暴力団の排除を推進する社会的気運の醸成を図るため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

1 趣 旨

この条は、暴力団排除のためには、市民等の理解が不可欠であり、また社会全体で取り組むことが必要であることから、市が啓発活動を行うことについて定めたものです。

2 解 説

暴力団の排除は、市民及び事業者が、相互に連携・協力を図りつつ自主的に取り組むことが最も重要であり、その重要性について理解を深めるため、市広報紙などを活用した広報活動、暴力団排除運動の実施による啓発活動等を行うことを定めています。

(青少年に対する教育等の措置)

第10条 市は、青少年が暴力団へ加入することを防止し、かつ、青少年に対する暴力団の影響を排除するため、学校、専修学校その他の教育機関において、青少年が暴力団の排除の重要性について認識するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する青少年に対する教育の目的を達成するため、青少年の育成に携わる者が、青少年が暴力団へ加入することを防止し、かつ、暴力団員等の活動による被害から青少年を保護するための助言、指導その他の適切な措置をとることができるよう、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

1 趣 旨

この条は、青少年が暴力団へ加入することを防止し、暴力団が介在する犯罪に巻き込まれないようにするため、市が青少年に対して教育を行うとともに、青少年の育成に携わる者に対して支援を行うことについて定めたものです。

2 解 説

【第1項関連】

(1) 依然として暴力団員を主人公とした映画や雑誌が存在し、一部では暴力団を美化する風潮があるなか、これらのメディアから影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の実態を知らしめ、誤った認識を改めさせ、暴力団への加入や暴力団が介在する犯罪に巻き込まれることを防止することが重要です。この取組により、将来の暴力団への加入者を減少させることで、暴力団組織の弱体化につながる効果が期待できます。

(2) 「教育」とは、暴力団の実態・凶悪性、暴力団犯罪の特徴を理解させることを目的とした教育のことで、教職員等が実施する教育のほか、学校に派遣された警察職員が実施する教育をいいます。

(3) 「必要な措置」とは、必要な教育がなされるよう指導の機会を確保することをいいます。

【第2項関連】

(1) 市は、学校や事業所などにおいて青少年の育成に携わる者が、青少年に対する適切な指導、助言その他の措置をとることができるよう情報提供その他の措置を講ずることについて定めています。

(2) 「学校、専修学校その他の教育機関」とは、市内に所在する中学校、高等学校、養護学校、看護学院などを言います。

(3) 「青少年の育成に携わる者」とは、教職員のほか、青少年を指導監督する立場にある者をいいます。

(4) 「情報の提供その他の必要な措置」とは、暴力団の現状や暴力団による犯罪の実態などの資料提供や講師の派遣などをいいます。

(警察署との連携)

第11条 市は、前5条に規定する市の施策について、市の区域を管轄する警察署
その他関係行政機関と連携して推進するものとする。

1 趣 旨

この条は、市の施策を実施するに当たり、警察署その他の関係行政機関と連携して推進することについて定めたものです。

2 解 説

- (1) 「前5条」とは、第6条の市の事務及び事業の実施に関する措置、第7条の市民等に対する支援、第8条の暴力団からの離脱等の促進、第9条の暴力団の排除に関する広報啓発、及び第10条の青少年に対する教育等の措置を指します。
- (2) 市の施策を効果的に実施するためには、市単独での取組では限界があることから、警察署、山口県暴力追放センター及び近隣市町と連携して推進する必要があることを定めています。

(暴力団の威力の利用の禁止)

第12条 市民等は、債権回収、紛争解決等のために暴力団員を利用し、又は相手方に自己と暴力団との関係を認識させて威圧する等により暴力団の威力を利用してはならない。

1 趣 旨

この条は、市民等が暴力団の威力を利用することを禁止することについて定めたものです。

2 解 説

- (1) 暴力団の排除は、行政、市民及び事業所が一体となってこそ効果的に推進することができますが、一方で、債権回収や紛争解決など、自己の利益のために暴力団の威力を利用することが現実には起こっています。このような行為は、暴力団の勢力の拡大に加担するものであり、また平穏な生活を願う市民の思いを裏切るもので、決して許される行為ではありません。
- (2) 「暴力団の威力」とは、暴力を背景とした暴力団の組織的で悪質、執拗な行為が、他を圧倒して服従させる強い力になっていることをいいます。
- (3) 「(威力を) 利用する」とは、暴力団が相手方に暴力行為をすることではなく、相手方に自己と暴力団とはつながりがあることを直接又は間接的に認識させることで、自己にとって有利なように仕向けることをいいます。例えば、「自分には暴力団が付いている。」と言って、相手を威圧し、トラブルの処理を有利に進めようとするなどことをいいます。

(暴力団に対する利益の供与の禁止)

第13条 市民等は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

1 趣 旨

この条は、市民等が暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品や財産上の利益の供与することを禁止することについて定めたものです。

2 解 説

- (1) 暴力団が組織を維持していくためには資金が必要であり、暴力団の排除を推進していく上で、資金源を断つことは重要な対策となります。
- (2) 「暴力団の活動」に協力する目的とは、違法・合法を問わず暴力団が行う活動全般に対して協力することを認識していることをいいます。例としては、暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売（違法な活動）、暴力団員による役務の提供（合法的活動）等に対して協力することを認識している場合などがあります。また、「暴力団の運営」に協力する目的とは、暴力団組織の円滑な運営に結果として役立つことを認識していることをいいます。例としては、暴力団組事務所の建築、修繕等に利用されることを認識していながら資金提供を行うことなどがあります。
- (3) 「暴力団員が指定した者」とは、暴力団員が市民等に対して利益の供与をする相手先として指定した個人又は団体をいいます。
- (4) 「財産上の利益の供与」とは、金銭・物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、役務の提供などであって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

1 趣 旨

この条は、この条例に規定されている事項のほかに、条例の施行のために必要な事項がある場合は、市長が別に定めることについて定めたものです。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

1 趣 旨

この附則は、この条例の効力を発生させる日を定めたものです。